

湖南省文化財保存活用地域計画（案）

「湖南省文化財保存活用地域計画(案)」にかかるパブリックコメント手続きの結果、寄せられたご意見やご提案とそれに対する考えかたをお知らせします。 原案に反映しないものも、今後の施策の参考にさせていただきます。ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1. 意見募集期間 令和8年4月15日（水）から令和8年5月14日（木）
2. 意見の件数 15件（ 2 名）

〔内訳〕

- （1）原案を修正するもの・・・・・・・・ 2件
- （2）原案には反映できないもの・・・・ 6件
- （3）既に原案に記載済みのもの・・・・ 2件
- （4）その他・・・・・・・・・・・・ 5件

（注）番号13のなかに御意見が2件ありますので、件数を15件としています。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
1	何故！ 湖南省は、当初に「広報こなん」に載せて、住民参加を呼びかけなかったのか？ 文化庁が推奨する《地域総がかりで作ろう：文化財保存活用地域計画／作成等に関する指針》には、先ず“住民周知”&“説明会等の開催（住民ワークショップ）”が強調されています。それは未指定文化財の掘り起こし気運の喚起も含めて“地域総がかりで取り組んでほしい”という趣旨の現れだと思います。湖南省の取組は、広く住民に参加を呼び掛けず、地域代表者会議（湖南省区長会）で「地域にある文化財にかかるアンケート」の提出を求め、それを調査・整理もせずに一覧表に羅列したに過ぎない。これまで湖南省の歴史文化行政への取り組みが、県内ワーストと言われた由縁で、今後「湖南省文化財保存活用地域計画」を10年計画で推進する上で、推進体制の整備充実を諮ると共に、第5章に書かれた〈湖南省の文化財の保存・活用に関する将来像〉の実現化が図れるかが心配です。	（４）その他 本計画の作成については、ご意見いただきましたとおり、市民に認識されていることは重要です。本計画の概要・趣旨等については、中学校区ごとで開催した文化財講座をはじめ市民等を対象にしたアンケートで周知に努めさせていただいたところです。また、本計画の作成については協議会を設置しており、会議の資料や結果等は市のホームページに掲載しております。 御指摘の「地域にある文化財にかかるアンケート」は、市民アンケートとは別に未指定文化財の情報を把握するために行なったものです。本計画では、現在把握している未指定文化財も含めた市内の文化財をリスト化し、別添として提出するか、または本文に掲載することになっています。ただし、詳細な調査をもとに完成させるものではないため、過去の文献や調査報告書等で確認されたものは、所在していないことが明らかなものを除いてリスト化しています。このリストは、今後も適宜修正を加えていく予定です。 なお、ワークショップ及び市民アンケートの結果については、湖南省ホームページに掲載の湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会第4回会議配布資料でご覧になることができます。

2	素案では、湖南省の街道が紡ぐ文化の目玉に「東海道五三次：石部宿」を掲げているが、古代の東海道は石部を通っていなかったのでは？ それに対する市としての見解を問いたい。 「新修石部町史」の P - 98 に〈齋王群行と伊勢勅使の派遣〉として石部通過日一覧を載せているが、その中に昌泰 2 年（899）9 月に柔子齋王が群行したとあるが、出自とされる「西宮記」には石部を通ったとは明記していない。 また、「齋宮辞典：歴代齋王一覧」には、平安京遷都後に甲賀郡（現湖南省）を通った齋王は計 40 人で、その内 倉歴道が 9 人、阿須波道を 31 人が通ったと記されている。「新修石部町史」には、「西宮記」以外の多くの齋王群行に関して、全く記述がないのは何故か？ 先述の ”古代の東海道は、石部を通っていなかったのでは？” を裏付ける文献・資料等 ※奈良～平安初期の古代東海道（道幅 15m）が栗東市高野遺跡で発見された。（L 3 / 1 / 29 新聞記事） ※伊勢落より横田橋までの野洲川南岸を通る東海道は、後に開通したもので、甲賀駅当時は同河北側の岩根村を通過して柏木村に到った。なお、甲賀郡の頓宮は菩提寺に在った。（甲賀郡志） ※古代の東海道（伊勢道）は、伊勢落から横田川（野洲川）を渡り、菩提寺山麓を川に沿って伊勢に向かったともいう。（図説・近江の街道） 伊勢落は伊勢大路の略なりといふ、古へ此地より横田川を渡りて甲賀郡に入りたり、伊勢齋宮の袂禊所ありしも此村に附属すと。（栗太郡志）	（４）その他 ご指摘いただきました古代の東海道につきましては、『新修石部町史 通史編』を基にしておりますが、本計画は文化財の保存・活用に関する総合的な計画です。そのため古代の東海道が石部を通っていたかどうかについての詳細な検証は行っておりません。 また、『新修石部町史』の内容に関するご質問については、今回のパブリックコメントの範囲外となりますので回答は差し控えさせていただきます。御理解をお願いします。 なお、いただいた御意見につきましては、今後、市史編纂等の実施が決まることがあれば参考にさせていただきます。
---	---	--

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
	※古名伊勢大路 按ニ往古ノ官道は此村ヨリ野洲川ヲ渡リ野洲郡櫻村へ越シソレヨリ水口駅に出ルナリ因ニ云フ此村ヨリ石部へノ官道往古ハナシ今ノ官道ノ新道ト呼ブモノハ天和三年ニ開ケタリ。 ※所謂新道トハ勢多ヨリ野路青地ヲ経テ川辺村ニ出デ伊勢大路村（伊勢落）ヨリ野洲河ヲ渉リ櫻村ヨリ水口ニ出デ鈴鹿ナラン。（栗太郡志抄録） ※野洲川はただでさえも洪水が頻発し、中流部の谷底平野でもしばしば流路を変えていることは現在の地割や微地形からもうかがわれるが、三雲のところは両岸が迫っており、その上流の仙川左岸もほとんど空き地がなく、ここに安定した交通路を得ることはどうみても難しい。地形を見る限り近世の東海道のように、いったん、野洲川を渡り、水口付近の安定した低位段丘面に乗り、それからさらに南下して再び仙川河谷に戻るというルートをとったほうがよいのではないかと思わせる。（甲賀市史 第一巻） ※東海道はどこで野洲川を渡ったか。野洲川の狭隘部が交通の妨げとなることから、渡河地点は現在の栗東市伊勢落から湖南市石部付近と、同市三雲付近が想定される。なかでも伊勢落は、中世の「伊勢大路」の名を伝える地名とされ、地形上も野洲川右岸に渡るのに有利な場所で、斎王による禊もこの付近で行われたと考えられている。さらに、承保元年（1074）の源経信による伊勢下向時	

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
	の日記（帥記）には、この付近に渡し口があり、降りしきる雨のなか川を渡ったことが記されており、その根拠の一つとなる。（甲賀市史 第八巻） ※平安中期の長暦2年（1038）9月、後朱雀天皇の内親王〈良子斎王〉の群行に随行した藤原資房の日記「春記」には、数百人の供人を従えた斎王が伊勢落から野洲川の右岸（菩提寺）へ渡ったことが記されている（田中本春季）	
3	素案には、野洲川右岸に関する記述が殆ど見られない。廃少菩提寺の大寺院が実在した是非について、遺跡調査を実施することにより、現湖南市の歴史遺産を掘り起こし後世に伝承すべきである。 少菩提寺が実在したことを証明するための根拠となる資料等 ※素案では、「湖南市の指定等文化財一覧表」に〈番号：39、区別：国指定、文化類型：記念物、種別：遺跡、名称：廃少菩提寺石多宝塔および石仏、指定年月日：大正. 15. 10. 20〉と記載されているが、その資料は古く、その後に下記のような追加指定がされている。 ・令和3年度 滋賀県遺跡地図では、〈名称：廃少菩提寺石多宝塔および石仏、所在地：湖南市菩提寺、種別：史跡、種類：塔 石仏、立地：平地、備考：指定－T.15.10.20、追指－S.3.2.21〉とあり、・文化庁が指定等後に行った措置として、〈異動年月日：1928.02.21（昭和3.02.21）、異動種別1：追加指定〉をしている。この時点で、〈名称：廃少菩提寺石多宝塔および石仏はそのまま残し、類型：史跡名勝天然記念物、種別1：史跡、追加年月日：1928.02.21（昭和3.02.21）、	（3）すでに原案に記載済みのもの 廃少菩提寺の調査については、第7章で「少菩提寺遺跡調査」（P58）として現状把握や史跡に新たな価値を付加していくための調査など史跡の活用を見据えた事業の実施を記載しています。具体的な調査の内容や方法等については、本計画策定後に検討していくこととなりますが、考えられるものとして寺院跡の存在が予想される箇所での発掘調査等があります。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
	指定基準：三社寺の跡又は旧境内にその他祭祀信仰に関する遺跡」と明記し、詳細解説では廃少菩提寺址に在り・・・が追記され、同時期に「多宝塔」は単独で、国宝・重要文化財（建造物）に再登録されている。 ※近江国を対象にした本格的な地誌で、編者は膳所藩の国学者寒川辰清。享保 19 年（1733）に 101 巻、100 冊からなる大作として完成した。その後、小島捨市氏（甲西町出身）により大正 4 年に編集再販された。菩提寺については、かつての「少菩提寺」が存在したことが記されている。（近江輿地志略） ※『多宝塔に刻まれた寄進者名』実在する「多宝塔」（国指定重要美術品建造物）の基礎部分に寄進者名が彫られているが、古絵図に描かれた名前と合致し、実際に当該僧房が存在したことを裏付けている。（西応寺古文書他） ※七堂伽藍と 37 の僧房をもつ大寺院が菩提寺に在ったと記されている。（甲賀郡志下巻） 「少菩提寺」坊舎跡周辺の遺物（古代の瓦）採集調査を実施 ※H26.5.22、藤岡英礼氏・福永清治氏・氏丸隆弘氏をリーダーに、（菩）歴史文化資料室運営協議会のメンバー 6 人が加わり 3 班に分かれて菩提寺山に入り、「少菩提寺」の坊舎跡と見られる場所から多くの＜瓦＞を発見。 H26.6.29 に実施された「スタートイベント」での藤岡英礼氏の講演から（山寺の大きさ比較）※少菩提寺の遺構から：伽藍配置＝谷奥に中心伽藍、大きく 4 つの谷に坊院を配置。尾根上に塔。◎旧甲	

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
	賀郡の中では最も巨大。かなりの勢力を持っていたはず。金勝寺に匹敵（それ以上かも）	
4	素案の第1章 湖南省の概要 〈自然的、地理的環境〉では、菩提寺北の大山川流域のことが全く記載されていないが、此処にも地域の特筆すべき歴史が存在した。 大山川上流域（現湖南省 菩提寺北とサイドタウン）一帯は、明治以降の地形図に耕地表現のない白抜きの荒蕪地として示されているように、戦後に宅地開発が進められる以前は「菩提寺磧」と呼ばれ、不毛の砂原であった。大山川の度重なる氾濫により、かつては「小夫家村（南桜）」に住んでいたホウライ衆は、村を捨てて北桜へ移住したことが寛文5年（1665）「三上神社」の由緒書に残されている。この大山川は、野洲市北桜と南桜を抜けて、野洲川に合流しています。 ※明治25年当時の菩提寺の様子：前国土地理院の前進「第日本帝国測量部」が、明治25年に測量・27年に出版した当地方最初の測量地図 ※菩提寺磧いまむかし、大山池の堰堤、大山池の余水バケ、隣接野洲町との水利権争い（鈴木儀平の菩提寺歴史散歩）	（2）原案には反映できないもの 地域の歴史を知るとき、自然的、地理的環境は重要な要素となり得ます。御意見にありますように菩提寺の地域を知るうえで、大山川流域のことは大事なことと考えますが、本計画は市としての文化財の保存・活用に関する総合的な計画です。市の歴史や地域の歴史を詳細に記載するものではないことを御理解いただきますようお願いいたします。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
5	今日まで八王子神社の境内にある「石造燈籠」は、国指定文化財として内外にも広く知られてきたところです。 例えば、「鈴木儀平の菩提寺歴史散歩」での紹介、菩提寺歴史文化資料室での展示パネルによる公開、また湖南市学芸員による歴史講座のレジュメでの普及、湖南市教育委員会発行の「甲西町の文化財」での紹介等々。 ところが、「湖南市文化財保存活用地域計画(案)」の「指定等文化財一覧(P-75)」には掲載されておらず、事務局に糾したところ文化庁からの指示によるとの返答を貰いましたが、地域の文化財に関わるものとしては到底納得がいきません。正式に文化財指定から外すのであれば、湖南市文化財保護条例による手続き等が必要と考えますが、そのような経緯も聞いておりません。 今回に至った理由について納得のいく説明を求めます。	(2) 原案には反映できないもの 本計画における指定文化財とは、文化財保護法、県および市の条例に基づき指定されているものです。 八王子神社の「石造燈籠」につきましては、文化財保護法による指定ではなく、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき国の「重要美術品」として認定されているものです。法および条例における指定文化財の対象外になることから、本計画においては未指定文化財一覧に掲載しますが、注釈として「重要美術品」であることを明記します。御理解をお願いします。 なお、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は昭和25年の「文化財保護法」の施行に伴い廃止されましたが、「文化財保護法」の附則で「認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する」とされていることから重要文化財と同等に価値のあるものとして扱っております。
6	『令和3年度滋賀県遺跡地図』によれば国指定史跡に34件登録されているが、その内の大正時代に指定された史跡を指定日順に並べれば#3の「茶臼山古墳」、#30「藤樹書院跡」に続いて、大正15年10月20日付で#1の「安土城跡」、#20の「廃少菩提寺石多宝塔および石仏」、#22の「紫香楽宮跡」の3件が一括指定されており、この時代に「少菩提寺史跡」が国の指定史跡に選定されたこと自体が、画期的な出来事だったのではないかと推察します。 ただし、「廃少菩提寺石多宝塔および石仏」の備考欄には、「指定T15.10.20、追指S3.2.21」と二段書きの記述があり、この追加指定された<理由>とくに	(4) その他 「廃少菩提寺石多宝塔および石仏」について、御意見にありますように昭和3年2月21日に追加指定されております。その理由と内容につきましては、今回のパブリックコメントの範囲外となりますが、当時の官報では岩根村大字菩提寺字岡山を追加すると記載されています。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
	<内容>について、湖南市の方で掌握されていれば教えていただきたい。	
7	P11 4. 5行目 身近での防災の必要を特に感じた三雲東地域を流れる伊勢湾台風？時の荒川の氾濫（地元からの伝聞）、平成 25 年 9 月に襲来し野洲川や中小河川の氾濫・多数の避難者をもたらした台風 18 号について記述すべきではないか（P12 に一覧表はあるが）。	（１）原案を修正するもの 本計画は災害史ではないため、すべての災害について記載できませんが、市内での被害状況が大きいため平成 25 年の台風 18 号については追記いたします。
8	P12 6 から 8 行目 立志神社は 2 度にわたり土石流に流され、現在地に所在すると何かで読んだ記憶があるが、平安時代にも土石流が発生しているのが史実ならそれも加入したらどうか。	（２）原案には反映できないもの P12 は、自然災害の概要であり、事例として「湖南市防災の日」の元となった「妙感寺流れ」をあげています。本計画は災害史ではないため、その他の被害状況については、文献等で確認できたものを一覧（表 4）にしています。
9	P19 11 から 17 行目 下田焼の記述には既に廃止された岩根地先にあった復興に努力されたと思われる「伝統産業会館」についても記述すべきではないか。	（２）原案には反映できないもの 御意見にある施設は「伝統工芸会館」のことと思われますが、現在は廃止されているため記述については差し控えます。御理解をお願いします。
10	P21 1 から 22 行目 旧甲西町時代に『博物館建設答申』が出されているが、長期に渡って努力してきたことを示すものであり、それについても触れるべきではないか。	（２）原案には反映できないもの 御意見のとおり旧甲西町時代、博物館設置構想はございましたが、本計画では現在設置されている施設について記載しております。
11	P24 10 行目 奥村志宇と『千歳集』についてここで触れるべきではないか。ただし、P30、P31 において奥村について触れているが、重複感がある。一カ所にまとめて記述したほうが適当でないか。	（２）原案には反映できないもの P24 は市の通史の概略としての近世の部分になります。御意見の『千歳集』は市の指定文化財であるため、類型ごとの文化財の特徴を記載する P30 ,31 での掲載が適切と判断します。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
12	P25 3行目 現在、JR 草津線になっている旨記述すべきでないか。	(1) 原案を修正するもの 御意見を参考にし、国鉄草津線が現在のJR草津線であることがわかるように修正いたします。
13	P49 から 52 に関連するが、 ①湖南省の文化財の収蔵・保全・公開・調査・研究の拠点として「石部歴史民俗資料館」とその附属施設があるようだが、機能不全にあるように思われる。 体制・予算を含めその独立化を図り、庁内関係部局、国、県立琵琶湖文化館との連携を強化することを明記すべきではないか。 そのために同館の立地の適否、分室化、市役所市民ベースの利用、図書館の利用、自治センター空間の利用、学校での展覧場所の設置などを検討するとともに、4 記述の旧甲西町答申も参考にし博物館機能を有する「湖南省立博物館」建設を検討するという方針を明確にすべきではないかと考える。 ②ホームページなどでは限界があると思われるので、『湖南省文化財ハンドブック』を公刊し、全戸配布すべきである。それが無理なら広報誌こなんに毎回湖南省にある文化財を説明するコーナーをつくり、ある時期にこれをまとめて一冊にして公刊すべきである。	(3) すでに原案に記載済みのもの ①専門職員が少なく限られた人員では困難な状況もございますが、御意見は真摯に受け止め、東海道石部宿歴史民俗資料館が収蔵・保全・公開・調査・研究拠点としての機能を整えられるよう取り組みに努めます。 また、庁内関係部局および滋賀県琵琶湖文化館との連携については、強化の前にまずは体制の構築をしたいと考えております。なお、市が国と直接連絡をとりあうことではないため、P64 の関係機関（国・県・近隣市町）に文化庁を含めていません。 (4) その他 ②御意見については、今回のパブリックコメントの範囲外となるため、回答は差し控させていただきますが、御意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきますので御理解をお願いします。

番号	ご意見やご提案など	市の考え方
14	文章全体を詠むと、重複する記述がいくつかあり、大変気になります。再考をお願いいたします。	(4) その他 本計画は文化財保護法に基づき作成しており、構成や記載事項は文化庁が出している作成のためのハンドブックや指針を参考にしています。御意見のとおり重複する記述はできるだけ避けるべきですが、内容によってはやむを得ないものと考えています。